

第4章

IP通信網

■ I P 通信網

I. ISP接続用ルータにおけるIP通信網との相互接続(PPPoE接続の場合)	
I-1 IP通信網との相互接続に関する条件等(PPPoE接続の場合)	P.55
I-2 IP通信網(ISP接続用ルータ)との相互接続形態(概要)	P.56
I-3 IP通信網(ISP接続用ルータ)との相互接続形態	P.57
I-4 IP通信網との相互接続インターフェース(ISP接続用ルータ)	P.58
I-5 IP通信網(ISP接続用ルータ)との相互接続に関する費用等	P.59
I-6 IP通信網との相互接続に関わる費用の支払い義務について	P.60
I-7 IP通信網との相互接続に必要な契約等	P.61
I-8 IP通信網との相互接続(ISP接続用ルータ)に関する各種情報提供	P.62
II. ISP接続用ルータにおけるIP通信網との相互接続(IPoE接続の場合)	
II-1 IPoE接続の概要	P.63
II-2 IPoE接続の手続き(必要な契約等)	P.64
III. 一般中継局ルータにおけるIP通信網との相互接続	
III-1 IP通信網との相互接続に関する条件等(一般中継局ルータの場合)	P.65
III-2 IP通信網(一般中継局ルータ)との相互接続形態(概要)	P.66
III-3 IP通信網(一般中継局ルータ)との相互接続形態	P.67
III-4 IP通信網との相互接続インターフェース(一般中継局ルータ)	P.68
III-5 IP通信網(一般中継局ルータ)との相互接続に関する費用等	P.69
III-6 IP通信網との相互接続に関わる費用の支払い義務について(P.60再掲)	P.70
III-7 IP通信網との相互接続に必要な契約等(P.61再掲)	P.71
III-8 IP通信網との相互接続(一般中継局ルータ)に関する各種情報提供及びお問合せ窓口...	P.72
IV. IP通信網の県間通信用設備との接続(特定接続)	
IV-1 IP通信網の県間通信用設備との接続(特定接続)に関する手続きについて...	P.73
V. 優先クラス通信機能に係る相互接続	
V-1 優先クラス通信機能の概要	P.74
V-2 優先クラス通信機能の利用条件①	P.75
V-3 優先クラス通信機能の利用条件②	P.76
V-4 優先クラス通信機能の申込み	P.77

I-1 IP通信網との相互接続に関する条件等（PPPoE接続の場合）

ISP接続用ルータ（PPPoE接続に係るものを指します。以下、本章I項において同じとします。）におけるIP通信網との相互接続は、エンドユーザ様に対してインターネット接続サービスを提供しているISP事業者様向けメニューです。相互接続お申込みにあたっての前提条件は、以下の事項とします。

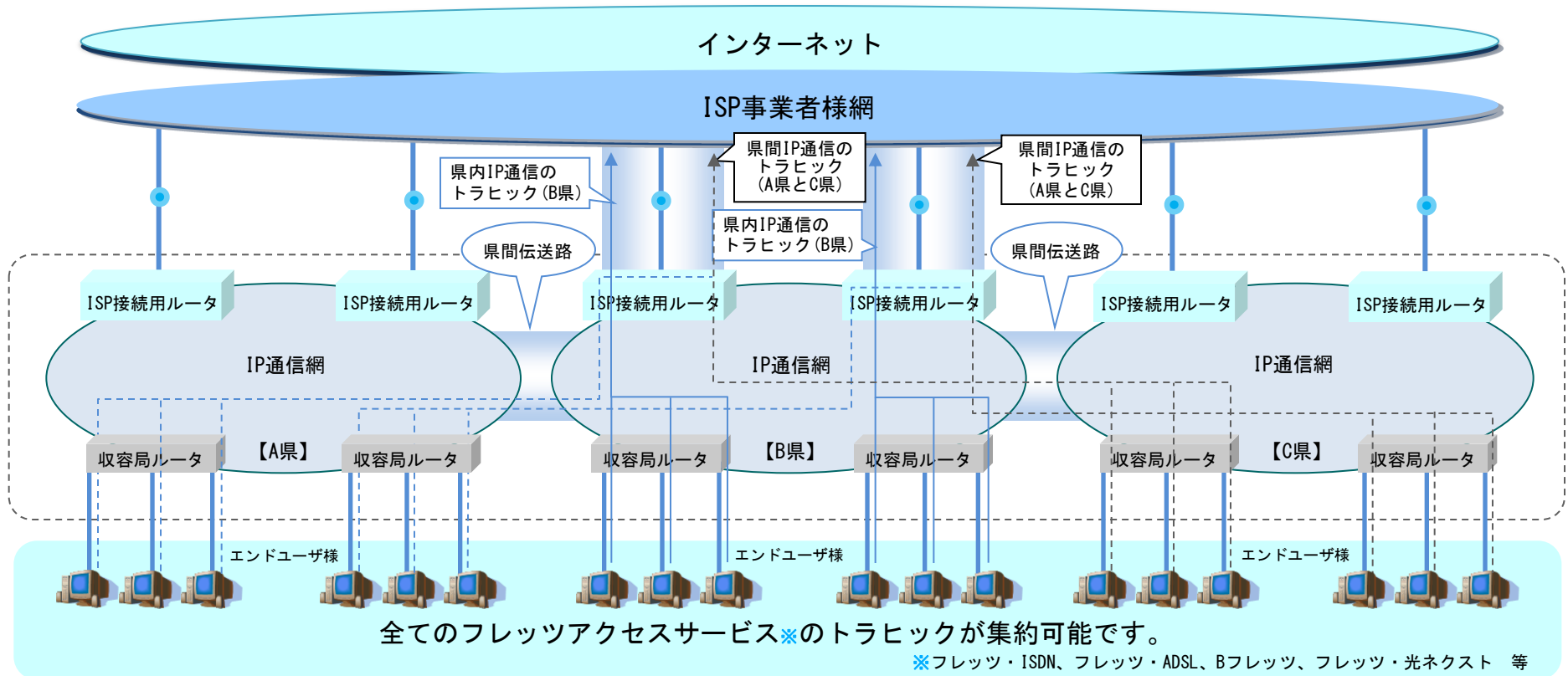
接続に関する条件


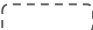
- ① 電気通信事業者様であること
- ② エンドユーザ様に対してグローバルIPアドレスを付与できること
- ③ RADIUSによるユーザ認証が可能であること

（電気通信サービスとして提供しないで、他事業者様の社内ネットワーク等でご利用される場合は、相互接続の対象にはなりません。）

I-2 IP通信網 (ISP接続用ルータ)との相互接続形態 (概要)

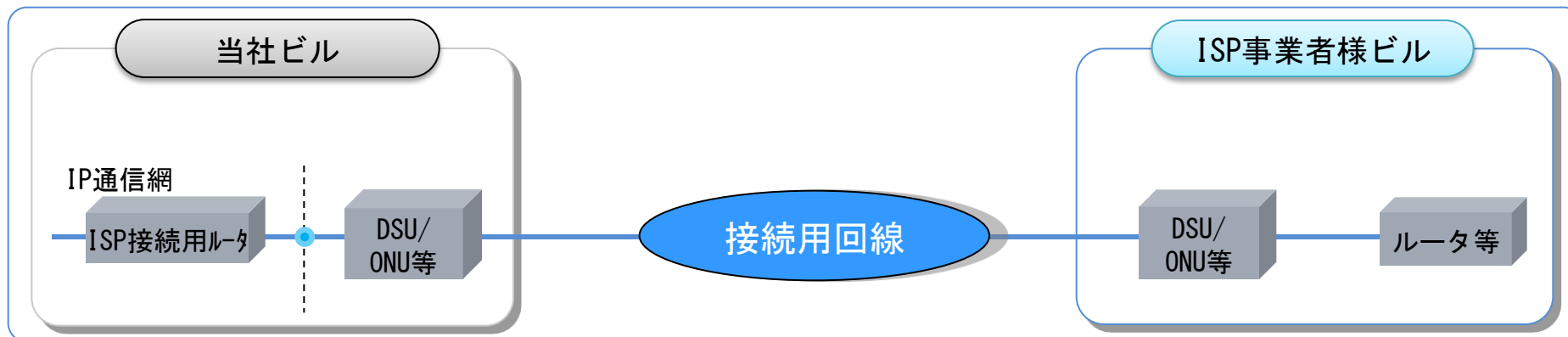
- ①各府県ごとの相互接続点と接続することにより、各府県内サービス提供エリアのエンドユーザ様へのサービス提供が可能です。
- ②集約した任意の都道県の相互接続点と接続することにより、全府県サービス提供エリアのエンドユーザ様へのサービス提供が可能です。



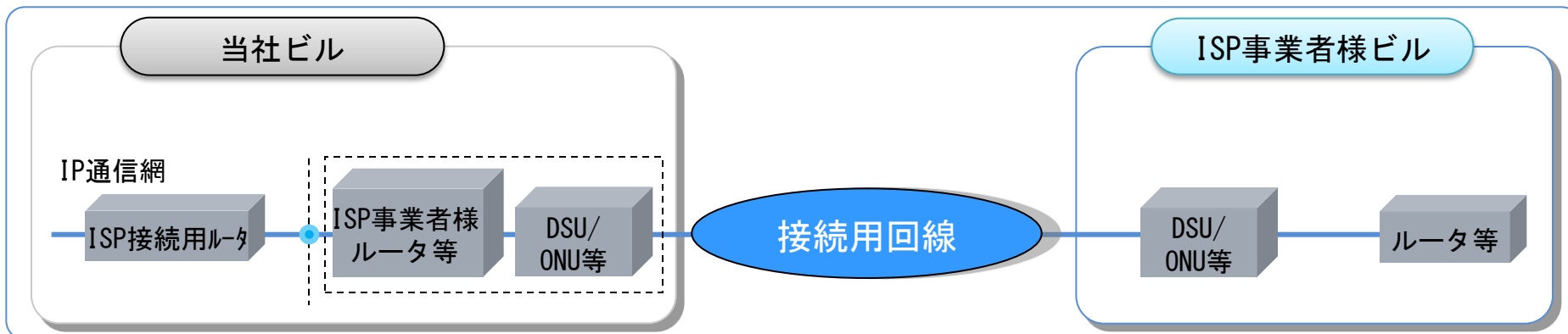
- ①  IP通信網 : エンドユーザ様のトラヒックを各府県ごと個別に收容可能
- ②  IP通信網の広域化 : 各都道県にまたがるエンドユーザ様のトラヒックを集約して收容可能

I-3 IP通信網（ISP接続用ルータ）との相互接続形態

① デジタル専用線（1.5M、6M）、ATM専用線（0.5～135M）、広域LAN型専用線（100M、1G）と直接相互接続する場合



② 当社ビルにコロケーションした他事業者様設備と相互接続する場合



※接続形態によって相互接続点の位置が変わる場合もあります。
※接続形態によって設置する機器が異なりますので、その場合は必ずしも上記の形態にはなりません。

● 相互接続点

I-4 IP通信網との相互接続インタフェース（ISP接続用ルータ）

ISP接続用ルータにおけるIP通信網との相互接続インタフェースは以下のとおりとなっています。

IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース	対応する専用線等
ATM（MM/SM）インタフェース	ATM専用線※1 等
100BASE-TXインタフェース 100BASE-FXインタフェース 1000BASE-LXインタフェース 1000BASE-SXインタフェース 10GBASE-LRインタフェース	他事業者様コロケーション設備との接続 広域LAN型専用線※2 等
専用線一次群速度または二次群速度ユーザ網インタフェース	デジタル専用線※3 等

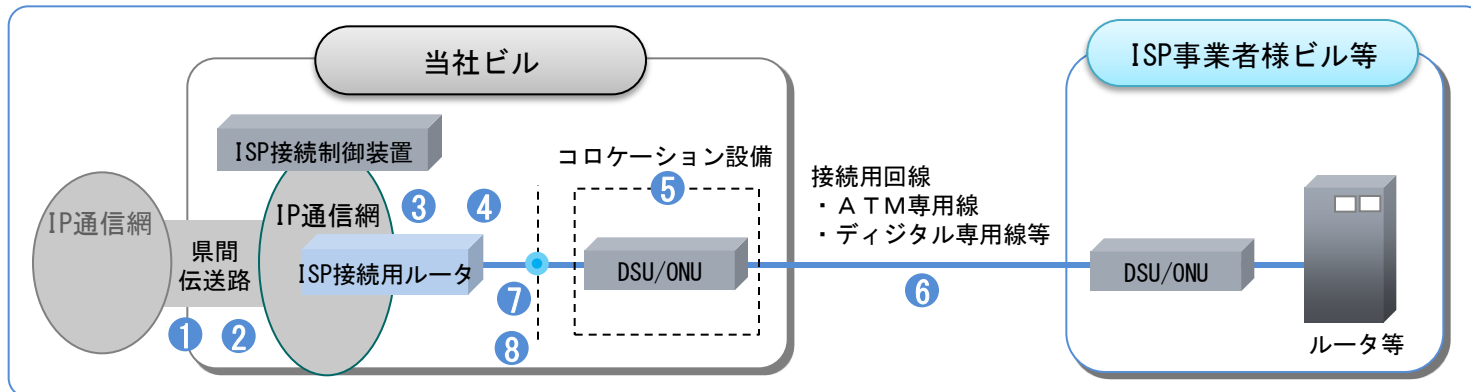
解説

- ※1 当社の専用サービスでは、ATMメガリンク（デュアル・シングル）が対応しています。
 - ※2 当社の専用サービスでは、アーバンイーサ、ワイドLANプラスが対応しています。
 - ※3 当社の専用サービスでは、デジタルアクセス1500・6000が対応しています。
- 上記以外のインタフェース等ご不明な点がございましたら、別途お問合せ願います。

I-5 IP通信網（ISP接続用ルータ）との相互接続に関する費用等

当社IP通信網との相互接続に係る費用は、網改造料及びコロケーション費用等が毎月発生します。（工事費、手続費は一時金となります。）

IP通信網県間区間伝送機能を利用し、専用回線（ATM・デジタル専用線）インタフェースで接続する場合



●：相互接続点

※IP通信網県間区間伝送機能料金区分の適用について

他事業者様と当社設備の接続点において、他事業者様が要望されるインタフェース速度に応じて適用します。

【パターン1】集約用接続装置インタフェース速度で適用



【パターン2】ISP接続用ルータインタフェース速度で適用



費用項目	内容	相互接続点	
		県内IP通信	県間IP通信
— IP通信網県間区間回線設置手続費	IP通信網県間区間伝送機能をご利用いただく際の手続に係る料金	—	○
① IP通信網県間区間伝送機能*	区分（インタフェース速度：中規模容量クラス及び大規模容量クラス）に応じた料金	—	○
② IP通信網県間区間回線管理機能	IP通信網県間区間伝送機能の利用情報の管理等に係る料金	—	○
③ IP通信網データ設定工事費	ISP接続用ルータへのIPアドレス等設定に係る費用	○	○
④ IP通信網との接続インタフェース機能	相互接続に係る使用料金（ISP接続用ルータのインタフェースパッケージ及び集約用接続装置等に係る費用）	○	○
⑤ コロケーション費用	他事業者様ルータ等を設置する場合は、スペース代、電気使用料、当社設備使用料、保守費等	○	○
⑥ 接続回線費用（専用回線等）	当社専用回線をご利用の場合は、品目に応じた料金	○	○
⑦ 光信号局内伝送機能	ISP接続用ルータと他事業者様設備との接続に、光信号局内伝送路（局内光ファイバ）をご利用の場合に係る費用	○	○
⑧ 光信号局内回線管理機能	光信号局内伝送機能の利用情報の管理等に係る料金	○	○

I-6 IP通信網との相互接続に関わる費用の支払い義務について

相互接続に関わる費用（網改造料）の支払い義務

- ① 下記に該当する場合、接続約款第36条の2（協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等）及び第36条の3（個別管理対象設備の除却または転用）、ならびに第66条（網改造料の支払い義務）に基づき、他事業者様用にご用意させていただいた接続用設備（IP通信網端末装置又はIP通信網間接続装置のインタフェースパッケージ等）の費用のお支払いは下記のとおりとなりますので予めご了承願います。

接続用設備の利用を中止する場合

- 様式第22-2の書面により、現在、ご利用されている接続用設備の利用中止のお申込みをしていただきます。
- 利用を中止する接続用設備に対し、下記の算出式により算定した網改造料をお支払いいただきます。

〈転用不可物品の場合〉

- ア. 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合
料金額 = (未償却残高 + 撤去工事費) × (1 + 貸倒率)
- イ. 当該設備が法定耐用年数を経過している場合
料金額 = (残存価額 + 撤去工事費) × (1 + 貸倒率)

〈転用可能物品の場合〉

- 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合
料金額 = (未償却残高 + 撤去工事費 - 転用物品価額) × (1 + 貸倒率)

接続用設備を更改する場合

- 様式第22-2の書面により、現在、ご利用されている接続用設備の利用中止のお申込みをしていただくとともに、新しくご利用される接続用設備の建設申込み（従来どおり）をしていただきます。
- 更改後の接続用設備の網改造料に加え、更改に伴い、利用を中止する接続用設備に対し、下記の算出式により算定した網改造料をお支払いいただきます。

〈転用不可物品の場合〉

- ア. 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合
料金額 = (未償却残高 + 撤去工事費) × (1 + 貸倒率)
- イ. 当該設備が法定耐用年数を経過している場合
料金額 = (残存価額 + 撤去工事費) × (1 + 貸倒率)

〈転用可能物品の場合〉

- 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合
料金額 = (未償却残高 + 撤去工事費 - 転用物品価額) × (1 + 貸倒率)

- ② 接続用設備の設置・改修の申込み後、相互接続開始前に中止する場合、接続約款第27条の4に基づき、発生した費用についてお支払いいただくこととなりますので、予めご了承願います。

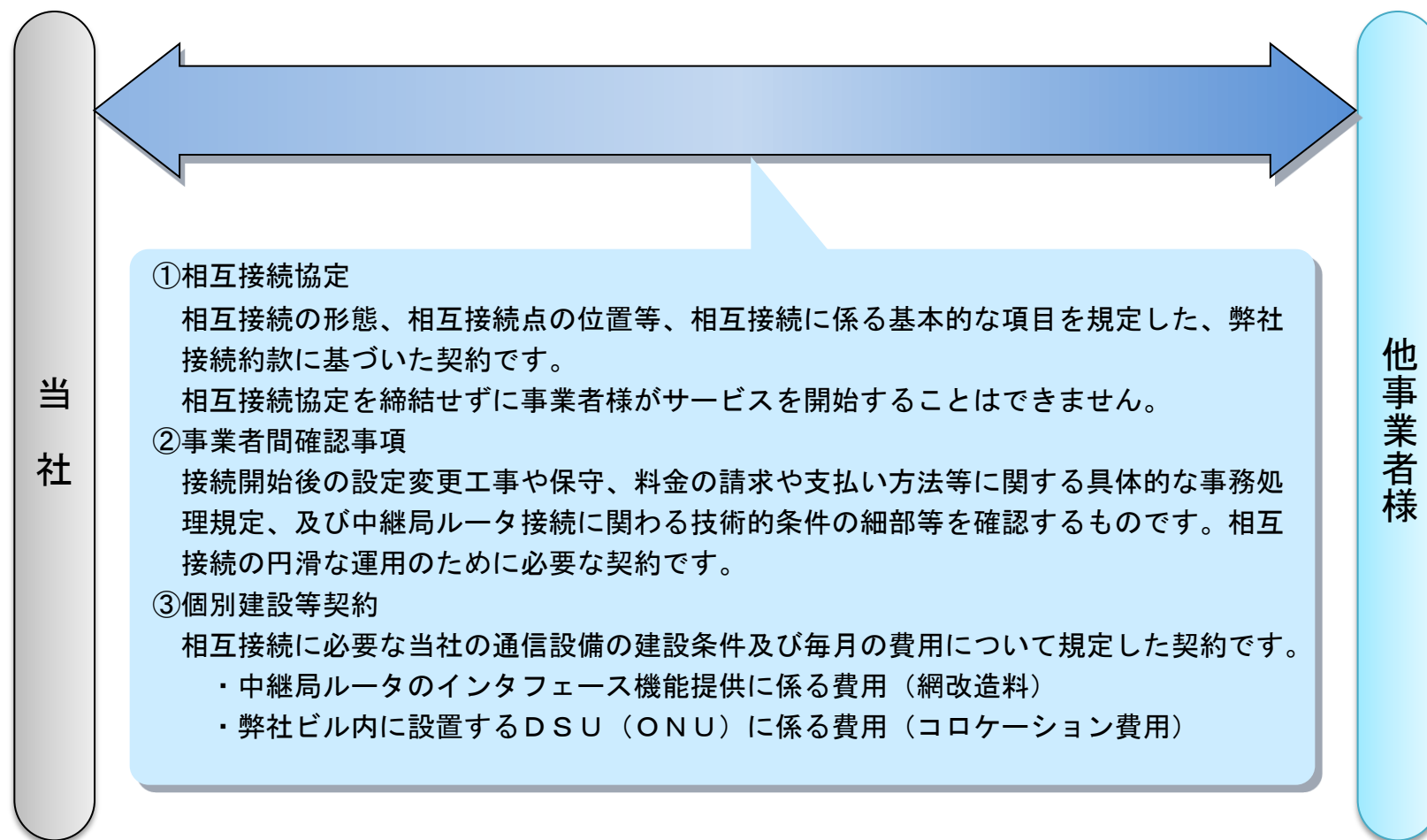
IP通信網県間区間伝送機能を利用する事による相互接続点集約に伴い不要となる接続用設備（中継局ルータのインタフェースパッケージ、集約用接続装置等）についても上記①②と同様とさせていただきます。

解説

- エンドユーザ数増加や帯域不足等により、接続用設備（中継局ルータのインタフェースパッケージ、集約用接続装置等）を変更（例：100BASE-TXから1000BASE-LXに変更）された場合も、新たに利用するインタフェース等接続用設備の網改造料に加え、利用を中止する接続用設備に対し、上記算出式により算出した網改造料をお支払いいただく必要があります。

I-7 IP通信網との相互接続に必要な契約等

当社IP通信網との相互接続する際に必要な契約は以下のとおりです。



I-8 IP通信網との相互接続（ISP接続用ルータ）に関する各種情報提供

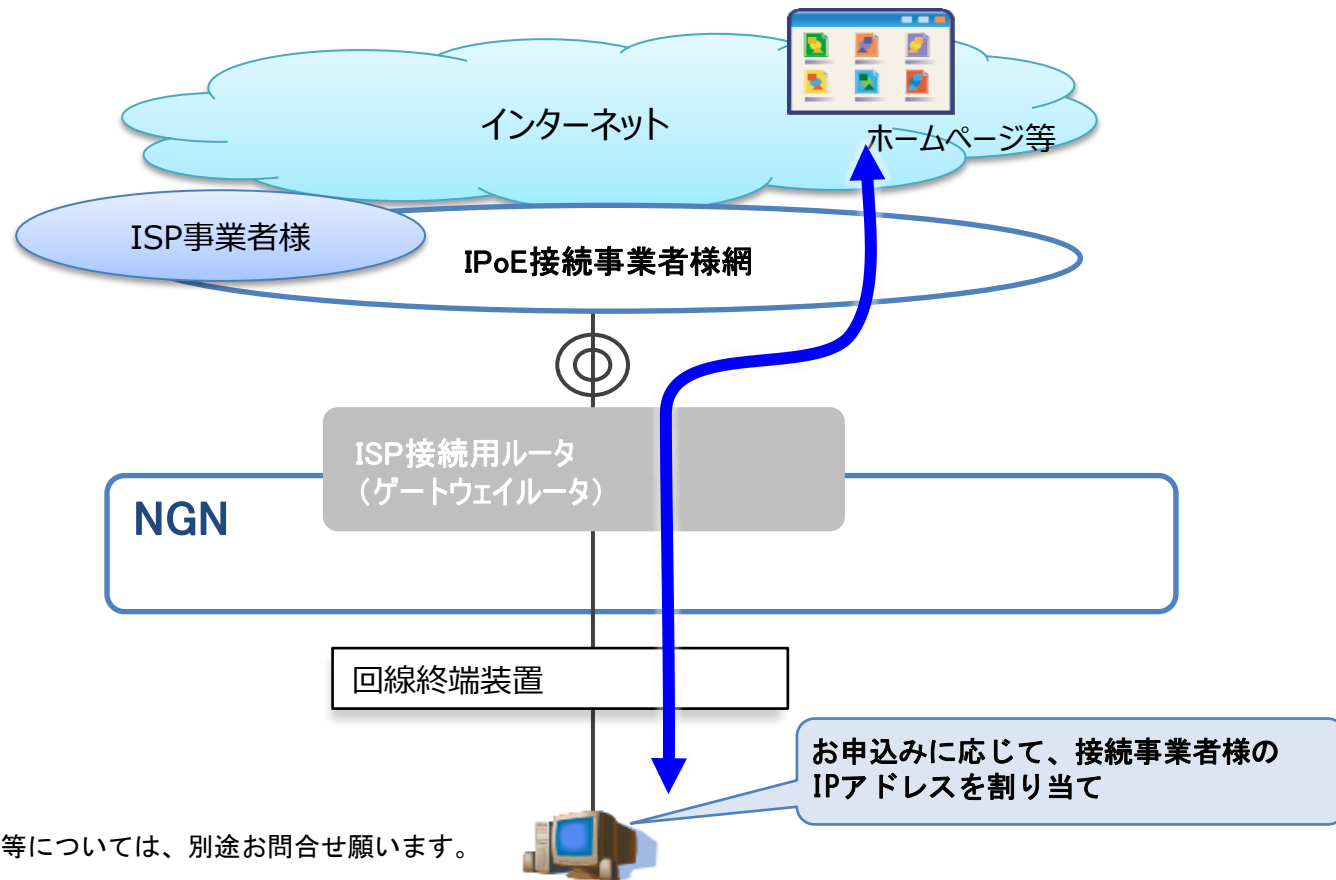
IP通信網との相互接続（ISP接続用ルータ）をお考えになっている他事業者様向けに各種情報をホームページにてご提供しております。

種 類	U R L
PPPoE接続に関する情報 ・ 相互接続申込書※ ・ エリア拡大情報 ・ 相互接続点（POI）ビル情報 ・ 説明会資料 等 ※事前調査申込書や接続申込書等、当社との相互接続に必要な申込様式及び記入要領を掲載しています。	http://www.ntt-east.co.jp/info-st/ip_menu/index.html
技術参考資料 「IP通信網サービスのインタフェース」	http://www.ntt-east.co.jp/gisanshi/index.html
フレッツサービスに関する情報 （エンドユーザ様向け情報）	http://www.flets.com/
個別管理対象設備の転用可否状況	http://www.ntt-east.co.jp/info-st/mutial/other/kobetu_index.html
NGN（次世代ネットワーク）に関する情報	http://www.ntt-east.co.jp/info-st/mutial/ngn/index.html

Ⅱ-1 IPoE接続の概要

- ・ IPoE接続は、NGNにおいてIPv6によりインターネット接続サービスを提供するための接続方式（以下「IPoE方式」という）であり、ISP接続用ルータにおけるIP通信網との相互接続としての接続事業者様向けメニューです。

■ IPoE接続の仕組み

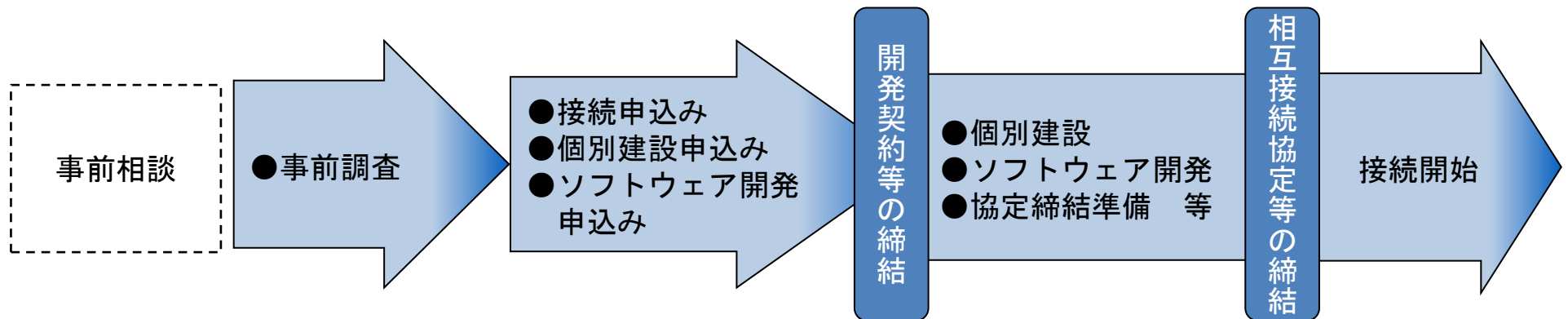


※上記内容に関するご不明な点等については、別途お問合せ願います。

Ⅱ-2 I P o E 接続に係る手続き

- ・ I P o E 接続に係る機能を新たに利用する場合は、事前調査申込みが必要です。
- ・ 最大接続事業者数（16者）に達している場合に I P o E 接続に係る新たな事前調査申込みがあった場合は、事前調査申込み受領後、当該接続を可能とするために必要な措置等の影響を検討します。
- ・ I P o E 接続に係る機能の利用にあたり、当社が定める手続きについては、以下の通りです。

< I P o E 接続に係る機能の申込み手続き >



※ 本記載内容には、H30.3.16に当社が接続約款の変更の認可申請を行った内容を含みます。

Ⅲ-1 IP通信網との相互接続に関する条件等（一般中継局ルータの場合）

一般中継局ルータにおけるIP通信網との相互接続は、エンドユーザ様に対してIP電話サービスを提供している事業者様向けメニューです。相互接続のお申込みにあたっての前提条件は、以下の事項とします。

接続に関する条件

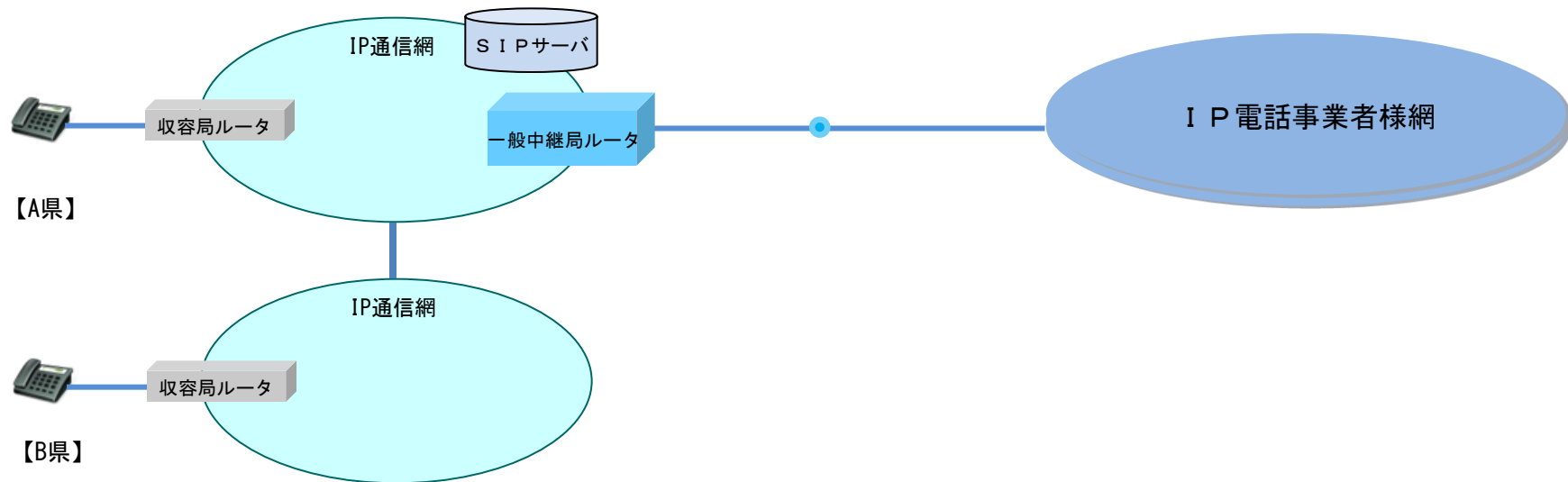
- ① 電気通信事業者様であること
- ② 当社IP通信網に相当する網であること

※電気通信サービスとして提供しないで、他事業者様の社内ネットワーク等ご利用される場合は、相互接続の対象にはなりません。

Ⅲ-2 IP通信網（一般中継局ルータ）との相互接続形態（概要）

- ①一般中継局ルータと接続することにより、全府県サービス提供エリアのエンドユーザ様へのサービス提供が可能です。
- ②ひかり電話ビジネスタイプを除く全てのひかり電話サービス※のトラフィックが集約可能です。

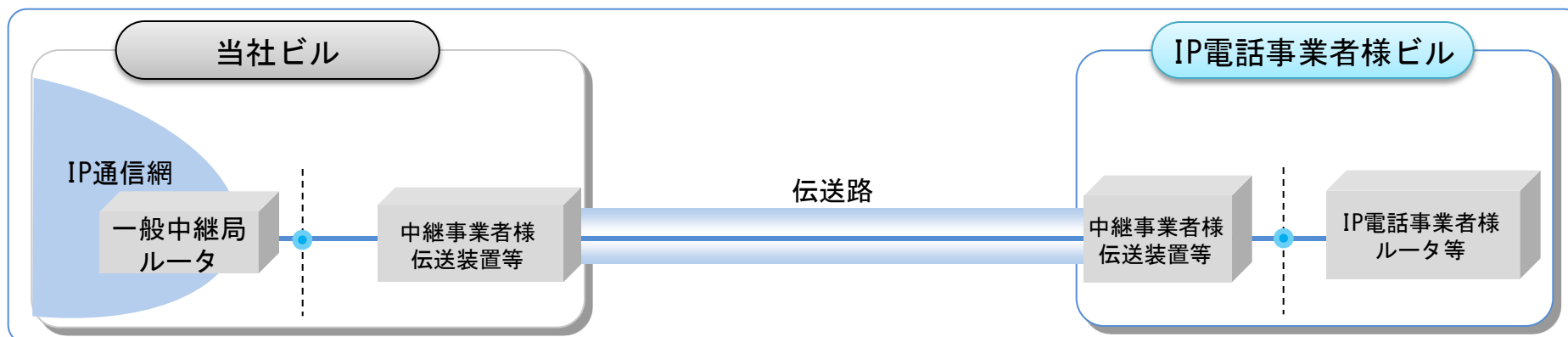
※ひかり電話、ひかり電話A、ひかり電話オフィスタイプ 等



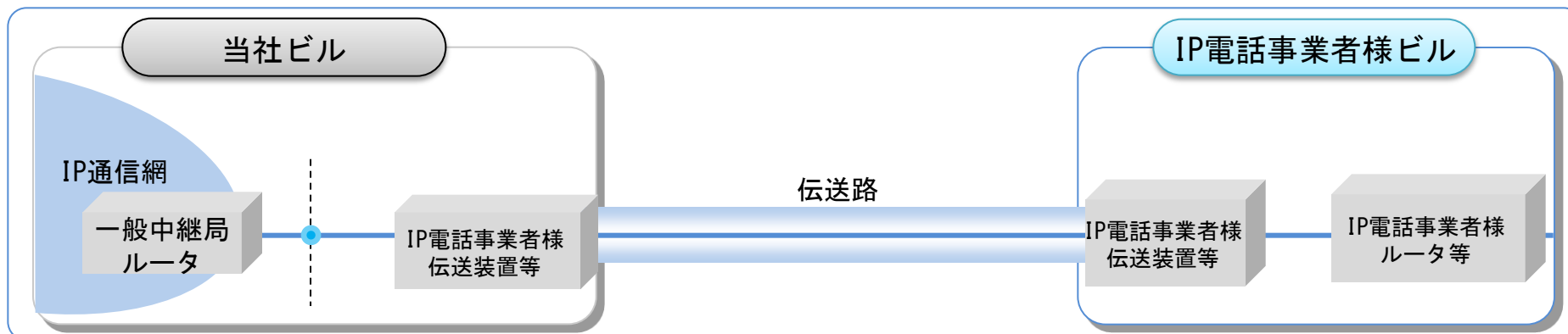
○ IP通信網 : 全府県エンドユーザ様のトラフィックを集約可能

Ⅲ-3 IP通信網（一般中継局ルータ）との相互接続形態

①当社ビルにコロケーションした他事業者様設備と中継事業者の伝送路設備を利用して相互接続する場合



②当社ビルにコロケーションした他事業者様設備と自らの伝送路設備を用いて相互接続する場合



※接続形態によって相互接続点の位置が変わる場合もあります。
※接続形態によって設置する機器が異なりますので、その場合は必ずしも上記の形態にはなりません。

● 相互接続点

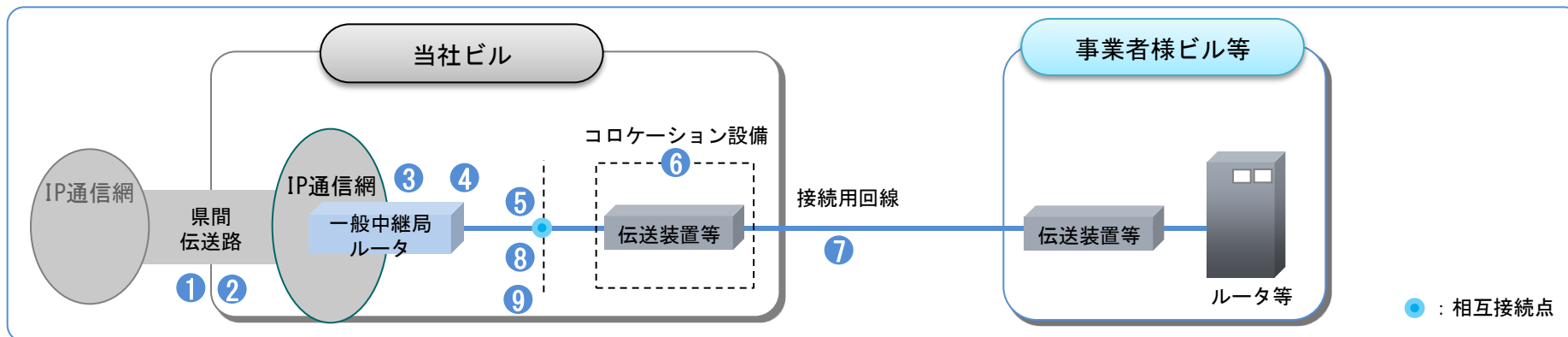
Ⅲ-4 IP通信網との相互接続インタフェース（一般中継局ルータ）

一般中継局ルータにおけるIP通信網との相互接続インタフェースは以下のとおりとなっています。

IP通信網一般中継局ルータ接続インタフェース	対応する専用線等
10G-POSインタフェース 1000BASE-LXインタフェース	他事業者様コロケーション設備との接続

Ⅲ-5 IP通信網（一般中継局ルータ）との相互接続に関する費用等

IP通信網県間区間伝送機能を利用し、接続する場合



	費用項目	内容	県内	県間
			IP通信	IP通信
—	IP通信網県間区間回線設置手数料	IP通信網県間区間伝送機能をご利用いただく際の手続に係る料金	—	○
①	IP通信網県間区間伝送機能*	区分（インタフェース速度）に応じた料金	—	○
②	IP通信網県間区間回線管理機能	IP通信網県間区間伝送機能の利用情報の管理等に係る料金	—	○
③	IP通信網データ設定工事費	一般中継局ルータへのIPアドレス等設定に係る費用	○	○
④	IP通信網との接続インタフェース機能	相互接続に係る使用料金（一般中継局ルータのインタフェースパッケージ等に係る費用）	○	○
⑤	ルーティング伝送機能	区分（インタフェース速度）に応じた料金	○	—
⑥	コロケーション費用	他事業者様ルータ等を設置する場合は、スペース代、電気使用料、当社設備使用料、保守費等	○	○
⑦	接続回線費用（専用回線等）	当社専用回線をご利用の場合は、品目に応じた料金	○	○
⑧	光信号局内伝送機能	一般中継局ルータと他事業者様設備との接続に、光信号局内伝送路（局内光ファイバ）をご利用の場合に係る費用	○	○
⑨	光信号局内回線管理機能	光信号局内伝送機能の利用情報の管理等に係る料金	○	○

Ⅲ-6 I P 通信網との相互接続に関わる費用の支払い義務について（P. 60再掲）

相互接続に関わる費用（網改造料）の支払い義務

① 下記に該当する場合、接続約款第36条の2（協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等）及び第36条の3（個別管理対象設備の除却または転用）、ならびに第66条（網改造料の支払い義務）に基づき、他事業者様用にご用意させていただいた接続用設備（I P 通信網端末装置又はI P 通信網間接続装置のインタフェースパッケージ等）の費用のお支払いは下記のとおりとなりますので予めご了承願います。

接続用設備の利用を中止する場合

- 様式第22-2の書面により、現在、ご利用されている接続用設備の利用中止のお申込みをしていただきます。
- 利用を中止する接続用設備に対し、下記の算出式により算定した網改造料をお支払いいただきます。

〈転用不可物品の場合〉

- ア. 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合
料金額 = (未償却残高 + 撤去工事費) × (1 + 貸倒率)
- イ. 当該設備が法定耐用年数を経過している場合
料金額 = (残存価額 + 撤去工事費) × (1 + 貸倒率)

〈転用可能物品の場合〉

- 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合
料金額 = (未償却残高 + 撤去工事費 - 転用物品価額) × (1 + 貸倒率)

接続用設備を更改する場合

- 様式第22-2の書面により、現在、ご利用されている接続用設備の利用中止のお申込みをしていただくとともに、新しくご利用される接続用設備の建設申込み（従来どおり）をしていただきます。
- 更改後の接続用設備の網改造料に加え、更改に伴い、利用を中止する接続用設備に対し、下記の算出式により算定した網改造料をお支払いいただきます。

〈転用不可物品の場合〉

- ア. 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合
料金額 = (未償却残高 + 撤去工事費) × (1 + 貸倒率)
- イ. 当該設備が法定耐用年数を経過している場合
料金額 = (残存価額 + 撤去工事費) × (1 + 貸倒率)

〈転用可能物品の場合〉

- 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合
料金額 = (未償却残高 + 撤去工事費 - 転用物品価額) × (1 + 貸倒率)

② 接続用設備の設置・改修の申込み後、相互接続開始前に中止する場合、接続約款第27条の4に基づき、発生した費用についてお支払いいただくこととなりますので、予めご了承願います。

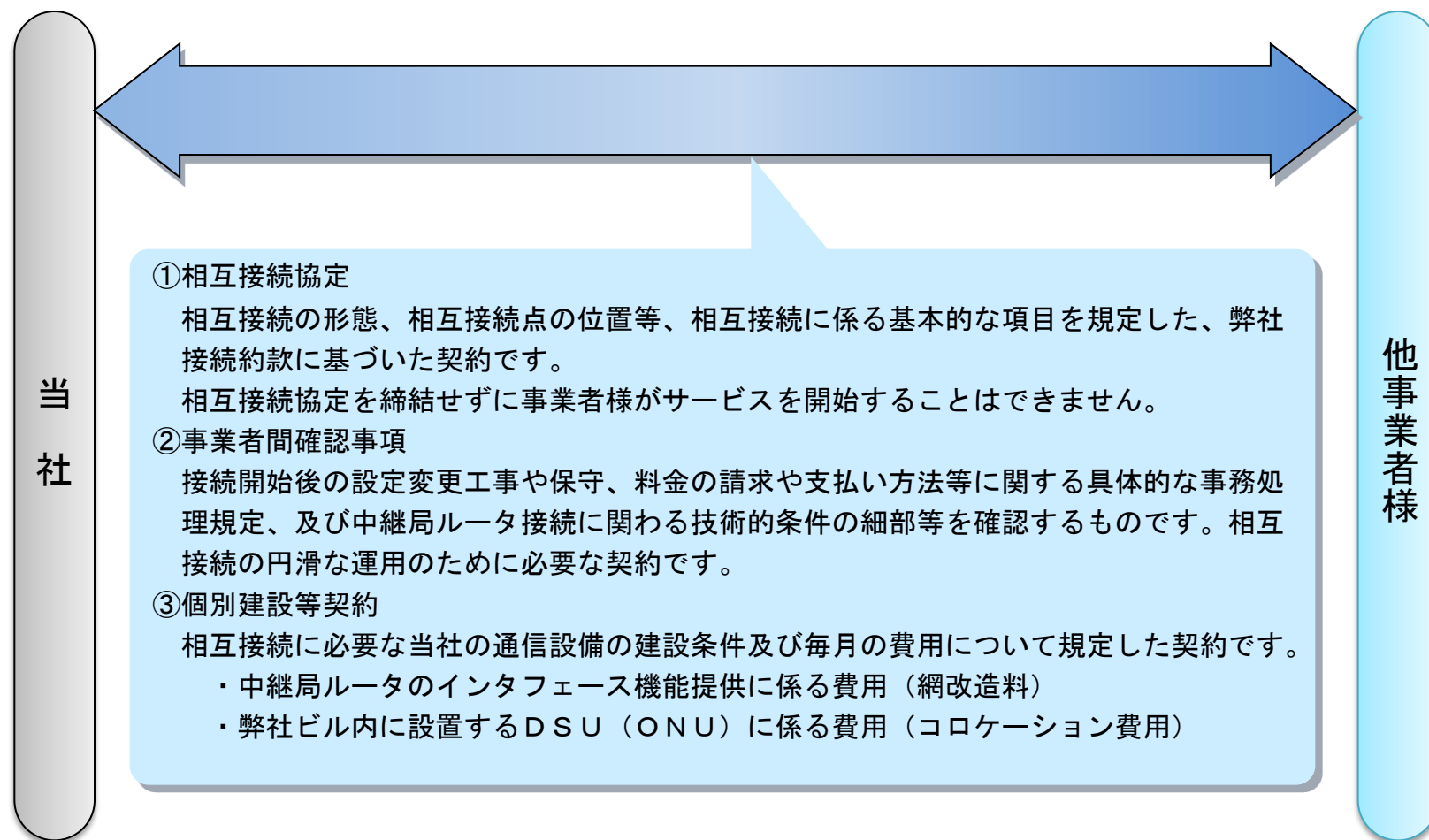
I P 通信網県間区間伝送機能を利用する事による相互接続点集約に伴い不要となる接続用設備（中継局ルータのインタフェースパッケージ、集約用接続装置等）についても上記①②と同様とさせていただきます。

解説

- エンドユーザ数増加や帯域不足等により、接続用設備（中継局ルータのインタフェースパッケージ、集約用接続装置等）を変更（例：100BASE-TXから1000BASE-LXに変更）された場合も、新たに利用するインタフェース等接続用設備の網改造料に加え、利用を中止する接続用設備に対し、上記算出式により算出した網改造料をお支払いいただく必要があります。

Ⅲ-7 IP通信網との相互接続に必要な契約等（P.61再掲）

当社IP通信網との相互接続する際に必要な契約は以下のとおりです。



Ⅲ-8 IP通信網との相互接続（一般中継局ルータ）に関する各種情報提供及びお問合せ窓口

IP通信網との相互接続（一般中継局ルータ）をお考えになっている他事業者様向けに各種情報をホームページにてご提供しております。

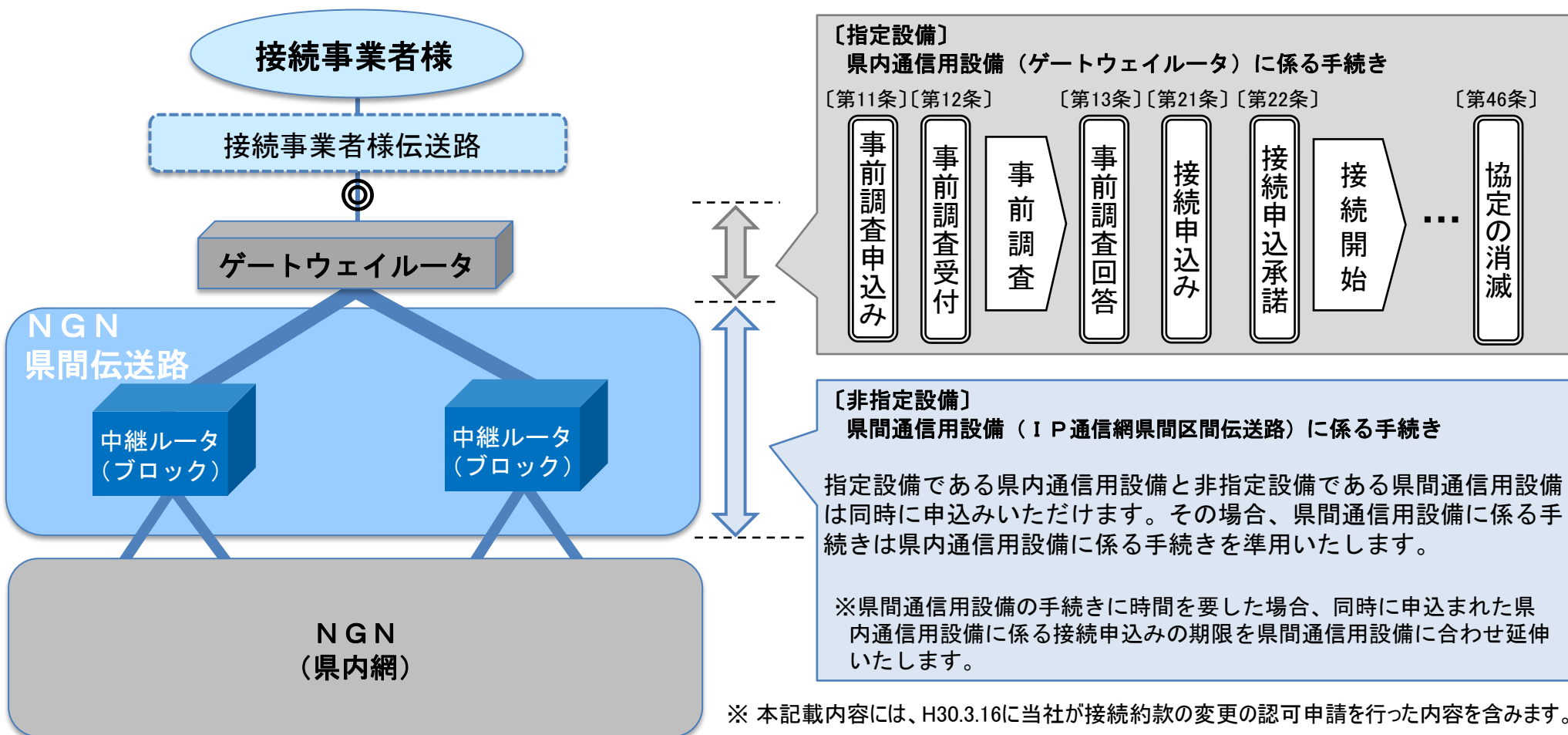
種 類	U R L
<p>事業者様向けホームページ</p> <ul style="list-style-type: none">・相互接続申込書※・説明会資料 等 <p>※事前調査申込書や接続申込書等、当社との相互接続に必要な申込様式及び記入要領を掲載しています。</p>	<p>https://www.ntt-east.co.jp/info-st/mutial/ngn/</p>

IV-1 IP通信網の県間通信用設備との接続(特定接続)に関する手続きについて

IP通信網の県間通信用設備（IP通信網県間区間伝送路）との接続に係る申込みは、指定設備である県内通信用設備との接続に係る申込みと同時に実施可能です。

■ 県間通信用設備に係る手続きの概要

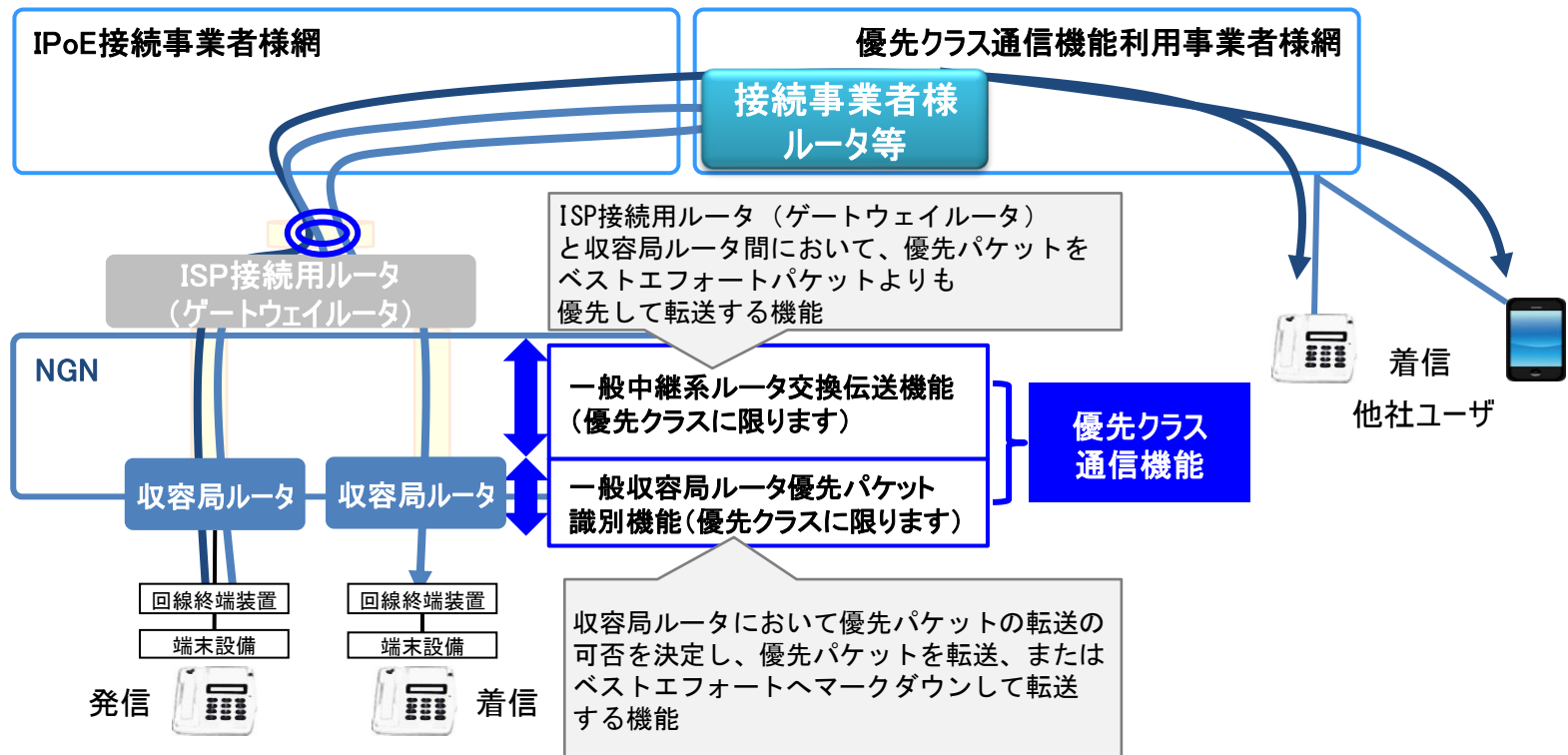
(当社ゲートウェイルータを介してIPoE方式でNGNと接続する場合の例)



V-1 優先クラス通信機能の概要

優先クラス通信機能は、IP通信網上において、IP通信網の各ルータにおいて優先クラスの packets をベストエフォートの packets よりも優先して転送する機能です。

■優先クラス通信機能の仕組み（IP電話を提供する事業者様がIPoE接続事業者様を経由して優先クラスを利用して接続する場合の例）



優先クラス通信機能利用事業者様のOAB-J IP電話サービス等利用ユーザ
(フレッツ光または光コラボレーションモデル利用ユーザ)

※ 本記載内容には、H30.3.16に当社が接続約款の変更の認可申請を行った内容を含みます。

V-2 優先クラス通信機能の利用条件①

- ・ IP通信網では有限なネットワークリソースの中で、品質が異なる複数の通信サービスを多数のユーザに提供するため、優先クラス通信機能との接続にあたっては、利用帯域に関する利用条件と設定パターン数に関する利用条件を設定しています。
- ・ 現在の利用実績や現時点で想定される需要（電話、低速専用線の代替等）を踏まえた、具体的な回線あたりの利用帯域に関する利用条件については、以下の通りです（平成30年4月1日現在）。

〔音声通信〕

区分	回線あたりの利用帯域	想定する利用用途
ファミリー／マンション	～4Mbps	・SOHO・マス向けIP電話サービス （G.711 μ -lawご利用で、32ch）
ビジネス	～12Mbps	・大企業向けIP電話サービス （G.711 μ -lawご利用で、100ch）

〔データ通信〕

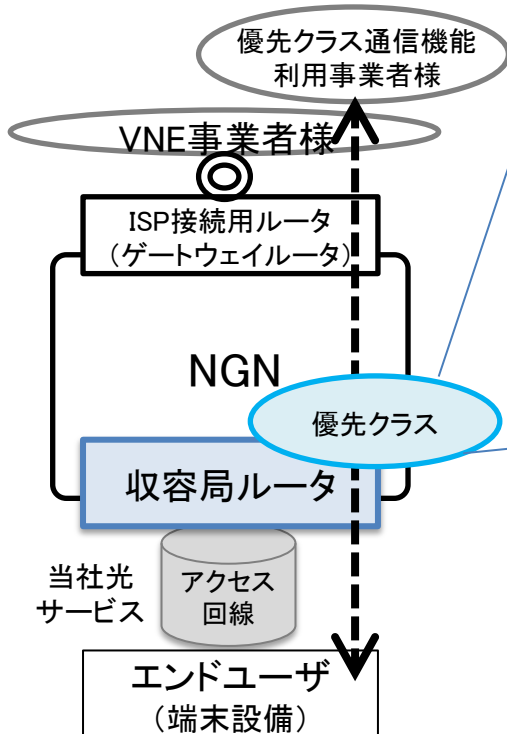
区分	回線あたりの利用帯域	想定する利用用途
ファミリー／マンション	～1Mbps	・専用サービスの代替利用
ビジネス	～10Mbps	

※ 本記載内容には、H30.3.16に当社が接続約款の変更の認可申請を行った内容を含みます。

V-3 優先クラス通信機能の利用条件②

・ 収容局ルータへの優先クラスの設定可能パターン数については、現在26パターン（ファミリー/マンション向け：13パターン、ビジネス向け：13パターン）まで動作検証済であり、1度に申込み可能な設定パターン数に関する利用条件は以下の通りです（平成30年4月1日現在）。

〔優先クラスの設定イメージ〕



回線種別	ファミリー/マンション			
	設定項目	優先クラス利用事業者	通信宛先アドレス	利用帯域
1		A社	設定(a)	OM
2		B社	設定(b)	△M
3		B社	設定(b)	OM
⋮		⋮	⋮	⋮
12		—	—	—
13		—	—	—

回線種別	ビジネス			
	設定項目	優先クラス利用事業者	通信宛先アドレス	利用帯域
1		A社	設定(a)	△M
2		B社	設定(b)	□M
3		C社	設定(c)	OM
⋮		⋮	⋮	⋮
12		—	—	—
13		—	—	—

1事業者が一度に申込みできる上限

各回線種別ごとに2パターン※まで

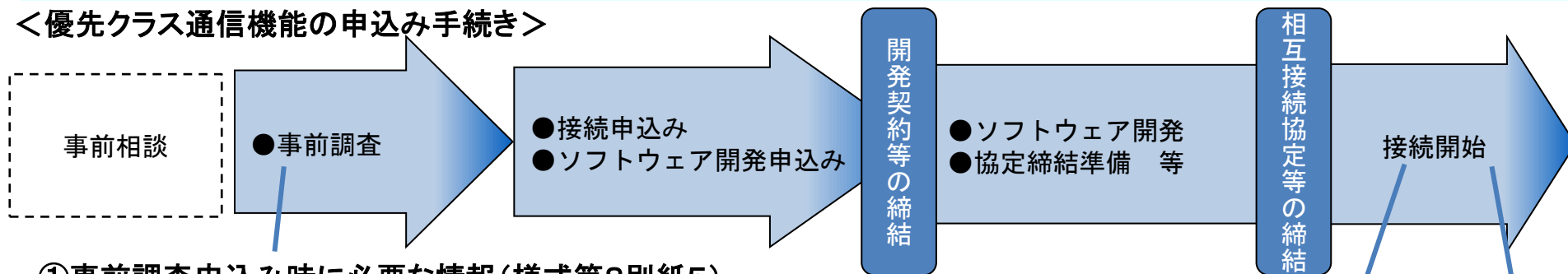
※その申込み以前に接続申込みを行い、未だ優先パケット機能との接続を開始していない設定パターンがある場合は、その数を含んで2パターン

※ 本記載内容には、H30.3.16に当社が接続約款の変更の認可申請を行った内容を含みます。

V-4 優先クラス通信機能の申込み

- ・優先クラス通信機能を新たに利用する場合や新たな設定パターンを申込み場合は、事前調査申込みが必要です。
- ・利用条件①②の範囲を超える申込みがあった場合は、事前調査申込み受領後、その対応可否について検討させていただきます。
- ・優先クラス通信機能の利用にあたり、当社が情報の提供を求める範囲及び手続きについては、以下の通りです。

<優先クラス通信機能の申込み手続き>



①事前調査申込み時に必要な情報(様式第8別紙5)

※事前調査申込書(様式第8)と併せて提出をお願いします。

項目	提供いただく情報	
需要	<ul style="list-style-type: none"> ・提供予定回線数、時期(サービス開始後3年間) ・利用種別(音声/データ) 	
	音声利用の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・1契約あたりのチャンネル数 ・1チャンネルあたりの平均利用帯域 ・呼率(1チャンネルあたりの月間通話時間等)
設定内容	<ul style="list-style-type: none"> ・IPv6アドレス/プレフィックス長(通信宛先アドレス) ・1回線あたりの優先クラスの利用帯域 	

②回線ごとの申込時に必要な情報

※システムでのSO投入時に登録いただきます。

- ・契約者ID(CAF/COP)
- ・工事希望日時
- ・利用帯域
- ・契約者を特定する情報(アクセスキー、回線契約者氏名、回線契約者郵便番号、回線設置場所郵便番号、回線申込者電話番号のうちいずれか1つ以上)

③毎年提示いただく情報(様式第24-4)

※当社が定める期日までにご提示いただきます。

- ・見込み需要
(各月末の契約数と各月の送受信データ量)

※ 本記載内容には、H30.3.16に当社が接続約款の変更の認可申請を行った内容を含みます。